

入札監理小委員会  
第467回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第467回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年7月21日(金)14:29～16:52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- 電子IPA稼働維持支援業務((独)情報処理推進機構)
- 産総研情報システム運用管理支援業務((国)産業技術総合研究所)
- 警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務(警察庁)

2. 事業評価(案)の審議

- 国有林の間伐等事業(農林水産省)

3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、井熊副主査、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

((独)情報処理推進機構)

総務部 システム管理グループ 藤安グループリーダー、横井主幹、福本主任

((国)産業技術総合研究所)

環境安全本部 情報基盤部 正木部長、蛭名主査、松野主査  
総務本部 経理部 調達室 加藤室長、横倉グループ長

(警察庁)

情報通信局 情報管理課 二宮課長、小林課長補佐、佐藤専門官

(農林水産省)

林野庁 国有林野部 業務課 唐澤企画官、楠本係長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第467回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人情報処理推進機構の「電子IPA稼働維持支援業務」の実施要項（案）、2番目に、国立研究開発法人産業技術総合研究所の「産総研情報システム運用管理支援業務」の実施要項（案）、3番目に、警察庁の「警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務」の実施要項（案）、4番目に、農林水産省の「国有林の間伐等事業」の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人情報処理推進機構の「電子IPA稼働維持支援業務」の実施要項（案）について審議を始めたいと思います。最初に、実施要項（案）について、独立行政法人情報処理推進機構総務部システム管理グループ、藤安グループリーダーよりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○藤安Gリーダー よろしくお願ひいたします。それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず最初に、1枚別紙である「電子IPA稼働維持支援業務の概要」、こちらのほうで簡単に内容のご説明をさせていただきたいと思います。まず、この電子IPAというものですけれども、IPA、我々当機構の業務システムであります。この絵の右側のボックスに書いてあります、システム構成とありますが、幾つものサブシステムで構成された塊を電子IPAシステムと呼んでおります。ただ、現在、もともと市場化テスト選定時の対象サブシステム数は、こちらの左側の白い箱の中にある18サブシステムございましたが、現時点では、紫色にマークしてある部分は新システムのほうに移行されておまして、黒いグレーで網かけされているところは停止、廃止等をした結果、3つのサブシステム、こちらのみの構成となっているシステムでございます。この電子IPAシステムを稼働維持支援する業務というところが今回の対象案件となります。

この稼働維持業務履行場所ですけれども、我々当機構のビルの中にあるオペレーション室になります。この資料の左枠に、主な委託内容ということでまとめさせていただいておりますが、大きく2つ分けて、支援業務としてヘルプデスク業務、あと、定常業務という塊になっております。

ヘルプデスク業務ですけれども、こちらはIPAシステム管理者からの依頼に基づき、主に3つの作業を行うとしております。1つ目は、システムの動作不具合に対する対策案の提示、2つ目は、人事異動とか組織変更、こういったシステムの変更に伴う設定作業等

です。3点目として、業務運用変更等に伴うマニュアルなどの作成支援といったところがヘルプデスク業務になっております。定常業務のほうですが、こちらは日々の安定稼働を目的とした、やはり3点、主な作業として挙げさせておりますが、サーバ等の点検や障害対応ですね。あとは、夜間に定期バッチ処理という形の夜間処理があるんですけども、こちらの結果確認、うまく動いていないときは障害対応と。3点目ですけども、業務内の課題の管理といったところを定常業務としております。

関係性は、下のところに簡単な絵で示しておりますけれども、電子IPAシステムというものに対して受託者が運用管理を行っている。それに対して、ヘルプデスクをシステム管理者に対して提供するという形になっております。このシステム管理者ですけども、実際には2名で、今日一緒に来ている横井、福本で担当しております。

以上、概要になりまして、続きまして、実施要項のほうのご説明をさせていただきます。まず通しページ番号3ページに入りまして、1項目の趣旨ですけども、趣旨の最後のところに、「上記を踏まえ」ということで、独立行政法人情報処理推進機構は、「公共サービス改革基本方針」別表において民間競争入札の対象として選定された電子IPA稼働維持支援業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする」と記載しております。

次に、2項目です。本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項ですけども、本業務の概要です。(1)のアの(ア)システム概要ですが、これは先ほど1枚目の紙でご説明した内容と同様のことが書いてあります。(イ)のところシステム構成とありますけれども、現在、電子IPAは、先ほどお話ししました3種類のサブシステムのみで構成されているということになりますが、こちらの構成が仮想環境と物理環境の4種類のサーバで稼働しているウェブサーバ型の基幹業務システムということを説明させていただいております。

3つのシステムというのは、電子決裁システム、文書管理システム、ユーザID管理システムということで、電子決裁システムは、その名のとおり、決裁文書等のやりとりのワークフローを管理する業務システムになっています。文書管理システムは、その決裁システムで手続を終えた文書等を格納し、閲覧・検索できるようなシステムで、3点目のユーザID管理システムは、これらの両システムのユーザアカウントの作成や管理を行っているシステムとなっております。

次ページ、4ページ目に参ります。こちらでは対象業務ということで書いてありますけ

れども、こちら最初1枚目の紙で業務のほうをご説明いたしました。少し詳細に書いてありますが、内容については重複しますので割愛させていただきます。

次のページに参りまして、5ページ目です。通し番号5ページ目の中段、ウのところ。履行場所及び業務実施体制ということですが、履行場所は、先ほどご紹介したとおり当機構のオペレーション室です。業務実施体制ですが、業務日の標準勤務時間内に、業務内容により履行場所及び受託者事務所にて滞りなく業務を遂行できる体制を整備することとしております。こちらは機構内の常駐というところは求めていない形になっていますが、ただ、都度ヘルプデスクという形で発生する依頼には対応してもらう必要があるということで、ある程度まとまった拘束時間が必要となるという要件になります。

エは飛ばしまして、オのところ、委託業務の引き継ぎという項目を設けております。これは(ア)のところは現行受託者または当機構からの引き継ぎで、(イ)のところは、今度は終わりのときの引き継ぎです。請負期間満了の際、業者変更等が生じた場合の引き継ぎということで、2点挙げております。現行業者、(ア)のほうですが、現在の業者の契約等は次期受託者に引き継ぎをする旨、記載されておまして、そちらの引き継ぎを受けましょうという要件になります。(イ)は逆に、次の業者にやはり引き継ぎを下さいという要件になっております。

続きまして、3ページ一番下はカということで、確保されるべき対象業務の質ということで、次のページ、通しで6ページに移りますが、(ア)の業務内容は今ご説明したとおりです。あとは、別添仕様書のほうに細かいことは書いております。

(イ)ですが、こちらは電子IPAシステムの稼働率を挙げております。稼働率は99%以上とすることを挙げております。

(ウ)で障害対応時間、こちらは障害確認から1時間以内に調査・分析を開始し、分析開始から2時間以内に当機構へ状況報告、復旧対策案の提示を行うこととしております。

(エ)では、セキュリティー上の重大障害件数ということで、こちらは0件というところを記載しております。

(オ)では、電子IPAシステム運用上の重大障害件数です。こちら、長期にわたり稼働できないといったような重大な障害については0件というところを挙げております。

最後、(カ)ですが、目標復旧時間ということで、業務停止が生じた場合、1営業日以内に復旧することを記載しております。

続きまして、キは飛ばしまして、クです。契約の形態及び支払いということで、(ア)で

すけれども、本業務ですけれども、契約の形態は、業務委託契約としております。(イ)で、その内容が書いてあるんですけれども、委託契約業務に基づき支払い請求書を受領した日から30日以内に、毎月、契約金額を支払うものとするという形の契約となっております。

続きまして、次の通し番号7ページのほうに移らせていただきます。大きな3番で、実施期間に関する事項ということで書いておりますが、こちらは、契約期間を平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしております。この電子IPAシステムですけれども、この残りの3つのシステムについても、更改について検討を開始しているため、単年度契約としております。

入札参加資格については飛ばさせていただきます、次のページに参ります。通し番号8ページです。5番です。ここでは入札に参加する者の募集に関する事項ということで記載しております。入札公告から説明会、その後、入札書の提出とか審査で、契約締結という形でスケジュールを挙げております。公告期間を40日程度という形で見込んでおります。

続きまして、その下、一般的な記載ですので飛ばさせていただきます、次のページに参ります。通し番号9ページで、大きな6番です。本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項ですけれども、評価方法は、総合評価落札方式を考えております。価格点と技術点の配分は1対2としております。これは技術の部分で、電子IPAシステムの構造や業務の知見が運用管理をするためには不可欠ということで、こういった配分をしております。

あと、入札の価格点のほうなんですけど、入札価格は、これは契約金額が時間単価になりますので、その金額を入札していただくという案件になります。

それでは、少し飛ばしまして、通し番号11ページ、2枚めくっていただいて11ページで、ここは簡単にですけど、7番で、本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、こちらは情報の開示を行うとしております。

では、また何ページか飛ばさせていただきます、通し番号16ページです。47分の16ページをお願いいたします。大きな11番として、本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項と書かれております。ここで(1)は調査の時期が書いてありますが、(2)で調査項目及び実施方法が記載されております。(ア)から(カ)があるんですけれども、これは先ほどちょっとご紹介しました確保されるべき対象業務の質で挙げた各項目となっております。こちらを調査項目、評価項目としております。

続きまして、2枚めくっていただきまして、通し18ページです。こちらは別紙ということで、情報開示、先ほどちょっとご紹介しました開示する情報の内容になっております。26年度、27年度、28年度の役務等の内容が記載しております。またこのページの下の方では、作業数、また、かかった作業時間の合計を次のページにわたって3年分記載しております。

次のページです。20ページになりますけれども、ここ、20、21ページで業務フロー図を記載しております。このフロー図、いずれも左から一般職員、システム管理者、受託者ということで並んでおりまして、受託者はあくまでもシステム管理者を経由して業務を行うというところを示したものになっております。

入札実施要項についてのご説明は以上、簡単ですが、させていただきます。

それとあわせて、もう1枚、別紙で委員限りとした表の資料がございます。こちらなんですけれども、平成26年、3年前から3年間、そして、今年度の契約の状況の推移を記載させていただいております。いずれも、従前は事前確認公募ということで行っております。本年に関しましては、もともとこちら、事業実施者が日立製作所であったんですが、日立製作所の再委託先でありました日立システムズさんと直接契約した関係で、内容がちょっと変わってまして、また契約金額も少し下がっているといった形になっております。

以上、ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見がある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 説明、ありがとうございます。何点か教えていただきたいんですけども、A-2の資料の47分の5のところ、委託業務の引き継ぎについて記載があるんですけども、この（ア）で、今ご説明がございまして、事務の引き継ぎの経費が受託者負担となるというふうにあるんですけども、あともう一つ、具体的な評価項目の中におかれまして、2.2.1のところ、受託者またはIPAからの業務引き継ぎに関する期間や体制が具体的に示されているかが記載されているんですけども、これは、引き継ぎ先が引き継ぎの内容を具体的に期間や体制を挙げて示せるのかという疑問があるんですけども、それについてのお考えと、基本的にはこういう内容にすると現受託者に有利なのかなという印象もあるんですけども、そこについてのお考えを教えていただければと思います。

○石堂主査 お願いします。

○藤安Gリーダー ご質問、ありがとうございます。まず後のほうの質問になります。現受託者にとって有利ではないかというところなんです、そもそもこの電子IPAシステムというものが当初の構築の成り立ちから、かなり当機構の業務にあわせてカスタマイズされてしまっているシステムでして、そういった意味で、もともと稼働開始が平成12年度なんですけれども、いまだにまだ使っているといったような状況です。そういう意味では現受託者に有利というか、ほかに競争相手がなかなか難しいのかなといったところはもともとありまして、事前確認公募という形をこれまでとってきた経緯がございます。

その上で競争性を保つということで、今回、仕様書のほうには、わりと業務の細かいところは書いているんですけれども、ただ、具体的な電子IPAシステムを構成しているシステムの概要ですとか、製品の詳細、そういったものであったり、現在、運用で使っております設計書ですとか管理仕様、そういったものの引き継ぎがどうしても必要になってくるとは考えております。

ここでは、要件としてはこの程度の書き方になっておりまして、実際に応札してくれる者がいたときには、その者が来年4月1日から業務を問題なく遂行する上で必要となる十分な引き継ぎを現行業者から受けるというところをこの要件では求めていますし、反対に、業務を引き継がなければいけないほうは、それにあわせて業務を実施する、引き継ぎ業務をなさいよということで、特に期間とか内容をここでは詳しくは書いてないんですけれども、そういった形で十分なサポートをするようにというような記載となっております。

○早津専門委員 この(イ)のほうで、その次の引き継ぎ、満了後の引き継ぎについては当機構の負担となっているんですけれども、だとすれば、今回の引き継ぎ、新規の人が一応入ってくる可能性があるという時点での引き継ぎを当機構さんの負担としない理由が若干よくわからないといえますか、普通は予測できない、新規の人からしてみると、引き継ぎというのは従前の人たちがやってきた内容を引き継ぐことになるので、それをこちらで把握するというのもともと難しいのかなと。ご自分たちが新規に入ったとしても、1年間やればそれを第三者に引き継ぐということは、業務としても提示もしやすいし、予測も立ちやすいというんですか、経費について。逆のほうが一般的なのかなという印象があるんですけれども。

○藤安Gリーダー どちらかというと、契約に含まれる前、契約を行う前に業務を引き継ぎましょうという形になっておりますので、アのほうでは当機構が負担しないというか、



契約以前の時期の実際の業務というか、仕事なので、こちらは対象外としており、逆に契約の期間で業務引き継ぎをなさいと、業務が始まって、例えば3月31までの契約としているんですけども、3月1日から31まで引き継ぎ期間となった場合は、そこは契約期間ですので、そこは働いた分の時間単価を都度支払うという形の、そこが当機構負担という形になっています。そういうスタイルですので、アのほうを受託者持ちで、イのほうは当機構持ちというか、請求を受けて支払うという形になっております。

○早津専門委員 ありがとうございます。あとちょっとすいません。1点、2.2.2のところで、今とまた関連するんですけど、「電子IPAシステムの構成を把握している又は把握するために要する期間と方策が示されているか。」が加点事由になっているんですけども、これ、把握していること自体が加点事由になるというのが若干どうなのかなといえますか、そうだとすると、現行の人が全て把握しているので加点10点満点になるのかな。そもそもこれ、提案に当たって、理解していなければ提案できないということになるので、提案のほうでどちらかという判断することなのかなという印象は受けたんですけども、そこについて何かここに加点を設けたり等ございましたら、教えていただければと思ったんですが。

○藤安Gリーダー こちらは、「構成を把握している又は把握するために要する期間と方策」ということで、現行業者は当然把握しているになりますし、もしこの製品にある程度精通していれば、把握しているに近い提案になっているのかなと思っております。でも、そうでない業者につきましては、この「把握するために要する期間と方策」というところが1つポイントになっておりまして、ここで事前に資料の閲覧等、そういう機会は設けておりますので、そこである程度システムの規模とか難易度というものは確認しておいていただいた上で、実際に例えば3月1日から3名体制で業務引き継ぎを受けるため、その期間で把握しますとか、そういった具体的な提案がちゃんと考慮されているかといったところのポイントになります。これがないと、やりますと言っていて、4月1日になって、わかりませんというリスクが出てくるかと思っておりますので、こういったところを2.2.2で設けているという次第です。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明、ありがとうございます。幾つか確認したいんですが、まず1点目、参考資料のところに全体の概要があって、電子IPAのシステム、市場化テスト対象のシステムというもののご説明があったんですが、これは、紫のところは全部なくなっ

やいましたというふうにご説明を受けたんですが、一方で、新電子IPAシステムという理解もできそうな気がするんですけども、これを市場化テストの対象から省いたという理由はどういう。何かそういう、これは違うんだ、新電子IPAシステムではないんだという理由があったら教えていただけませんか。

○福本主任 お答えいたします。まず、この紫にしたものにつきましては、新電子IPAシステムとは認識しておりませんで、その理由といたしましては、この新システムというのは、従前の電子IPAシステムというのはあくまでもIPAの業務に合わせる形でシステムを組み込んで、作り込んでいただいたものなんですね。今回導入したものというのは、実は市販の既存のパッケージ製品にIPAの事務をなるべく合わせる形で、短期で導入したものになりますので、そういう意味では、電子IPAシステムというよりは、既存のパッケージ製品のごく一般的なヘルプデスクを受けられれば、特にこの稼働維持支援というような技術的なサポートは必要とはしないという判断で、本業務から外しております。

○小尾専門委員 何となくわかるんですが、一方で、そういうパッケージ製品を持ってきて使うというほうが、本来であればこういう市場化テストにはそぐうような感じも受けるんですね。専用につくっているシステムの場合、なかなか市場化テストの対象としても、それに対してたくさんの業者さんが、ベンダーさんが手を挙げてくれない可能性が高いと思うんですけど、それよりは、何か汎用システムのほうがこういう検討の場にはふさわしいようなちょっと気もするので、ここら辺は、事務局の話があるので何とも言えないところではあるんですが、少しそこら辺、何かちゃんとした理由をつけていただいたほうがもしかしたらいいかなともちょっと思います。この場で何とかという話はないと思うんですが、もし何かそういうことを言われたときに、少し指摘を受ける可能性もないとも言えないかなと思いますので、ちょっとそこは注意してほしいなと思います。

それから、参考資料のほうの契約の推移を見せていただくと、これは時間単価になっているんですが、時間単価、非常にこれは単価金額が高いようにも見えると。運用支援ということなので、本来であればそれほど、技術力という意味で、高度な技術力が必要でない人たちがこういう業務に携わる可能性が、監視業務とかですから可能性が高いというふうに見ると、この時間単価というのは1万円ぐらいになっているので、月額で言うと、もしフルに月働いたとすると160万円ぐらいの月単価になると。そうすると結構ハイスペックな人が出てきているようにも見えて、ここら辺、こういう金額で、これは、今までは競争入札というよりは、業者さんと決めて、単価を決めてきたと思うんですが、こういう金

額になっている理由というのはいかなる理由ですか。

○福本主任 お答えいたします。まず、本件につきましては、いわゆる定常業務についてはご指摘のとおりなんです、いわゆるヘルプデスク業務につきましては、どちらかというとSE的な、DBを直接操作したりですとか、システムの不具合についてのログから原因を探っていくというような作業が必要になりますので、どちらかというと、私どもとしてはSE単価とみなしております。そう考えますと、それほど高額なものではないのではないかなという認識でおります。

○小尾専門委員 そういうことですね。わかりました。そうすると、ますますこの部分を市場化テストの対象としてというか、一般競争入札でやるのは結構難しいような印象も受けてしまうのですが、まあ、そうですね。それで、今回、総合評価にして1対2というふうになっているので、その技術点の部分について、従前請け負っている業者さんのほうは、いわゆる技術力が高いと判断される可能性が高く、特にSEとして働く部分については、そうすると、1対2ですから、今回の評価点を見せていただくと、1位と2位というか、一番上の高いとその次のランクでほぼ倍ぐらい点数が変わってきてしまうということになるので、価格点の勝負というのがほとんどきかないような気がしていて、そうすると、ほぼ従前の業者さんが技術力でまさるといって、もう1位をとってきってしまうというふうにも見えるんですね。だから、そういう意味で、ほんとうに1対2がどういう考え方でというのはもちろんあると思うんですけども、新規参入をもし促すというようなことを考えるのであれば、1対2にしないで、1対1にしてしまったほうが新規参入者が参入しやすい環境をつくれるのかなとも思うんですけども、そこら辺に對しての考え方はありますか。

○横井主幹 今おっしゃっているとおりがそのままだと思います。どちらかというと、我々の業務の保険をかけるために、やはりそれなりの技術力を求めていますので、確かに市場化にそぐわないんじゃないかというご意見は、正直なところ、同様な形で印象は持っております。でありまして、それでもこういったものは、それで競争ができないことはないということはあるので、じゃ、そこはどうでしょう。多少は既存業者が有利になる可能性はあるのかもしれませんが、当然ながら、資料も全部開示しまして、全部見てもらって、それをもってスタートというような準備はさせてもらうつもりでございます。

○井熊副主査 何点かあるんですけども、まず1点目は、簡単のところから行くと、資格のところが一番最後に、実績の、15ページの11番に実績が出ていますね。同等規模

の実績というのが出ているんですが、同じような点数が総合評価の4.1.2のところにありますね。これは資格には入れる必要がないのかなと私は思います。資格のほうを削って、総合評価のほうだけ入れればいいんじゃないかなと。

それから、あともう一つは、時間単価のところにはありましたが、自分の認識では、時間単価という契約をするのは役務提供のような単純な業務であるとか、あるいは弁護士とか、会計士とか専門的な業務で、総量の業務量が見込めないようなときとかいうようなときに使う契約形態で、今回のようなある決まったシステムの機能を維持するような業務に、時間単価という契約内容はそぐわないような感じがします。ですので、先ほど先生が言われたような形で、ちょっと単価的に不自然なものが出てくるのは、そういうところに原因があるんじゃないかなと思います。

それから、あと、やっぱりこの今の総合評価の内容で見ると、技術点を価格の2倍にするということに関しては、自分も違和感を感じます。内容的に見ると、しっかり仕事をしてくれというぐらいの技術評価であって、あえて価格よりも2倍の評価をするほどの技術内容があるように思えない。先ほど言われた、何かを担保するために技術をやっているというのは、そもそもこの業務をこういう競争入札にかけるという姿勢という意味では、ちょっと違うんじゃないかなと。それはほかの形で事業者をちゃんと評価して、価格も含めて競争させると。担保をかけるというのは、それはその背後に、既存業者のほううまく今まで何もなくやっているわけですから、そちらを尊重するという意識がどうしても見え隠れしてしまうという感じがします。

それから、最後には、1点は、説明会参加者が1者しか来てないという状況は、何でそういうことになっているのかと。さすがに説明会に1者しか来ないんだったら、もうほとんど話にならないという部分があるわけで、ここをどう改善されているのか、されるつもりなのかというのをちょっとお聞きしたい。

何点か申し上げました。

○石堂主査 いかがでしょうか。答えられるところから。いかがですか。

○藤安Gリーダー 技術点2倍に関して、こちら、どうであるか。先ほどもお話、ご質問いただきました件ですね。こちらについては、先ほど横井のほうからも説明したとおりのあたりで2倍と言っておりますけれども、いただいたご意見を参考に、1倍についても検討をちょっと進めたいと思います。

○石堂主査 ほかの件はいかがでしょうか。

○福本主任 最後になりましたが、説明会参加者数という形で、1者というふうに今書かせていただいているんですが、こちらのほうにつきましては、まず、そもそも事前確認公募という形をしておりますので、資料上は書く場所がなかったので1者、つまり契約予定者として1者という意味で記載しております。厳密な意味では、説明会参加者イコール仕様書取得者数ではございません。

事前確認公募ですので、現在受託している日立製作所なりとの契約を予定しておりますが、仕様書を公開した上で、ほかに参加可能な事業者がいらっしゃいましたら、公募期間の間にご応募くださいというような形を毎年進めてまいりましたので、そこにつきまして、複数年度契約を実施せずに、毎年、単年度契約において新たな参加者がいないかどうかという確認をしてきたことによって競争性を担保してきたと考えております。

○井熊副主査 今1者であることを今後どうしようと、やっぱり競争をさせるわけですから、ここを2者、3者、4者、5者としていかなくちやいけないので、それをどうされるのかということの質問だったんです。

○藤安Gリーダー 今回、市場化テストに当たっての改善点としまして、仕様書の内容をより詳細化して公開することを考えております。今回、添付させていただいておりますけれども、仕様書の詳細化、あとは、これまで公開しておりませんでした過去3年間の推移、どれぐらいの業務量なのかという目安になるところ、そういったものも今回、情報として開示するようにしております。

あと、公告期間です。もともと事前確認公募ですので、これまでのケースでは、公告期間が非常に短かったんですけれども、入札、今回かけるとした場合に、40日間という長い期間を設けることで、よりいろいろな業者の目にとまるというところを期待しております。

○石堂主査 これ1点残っちゃいますけども。

○横井主幹 1点、よろしいでしょうか。

○石堂主査 どうぞ。

○横井主幹 単価の件、これ、その中の他の業者になった場合も、それなりの技術力を持ったSEの方の知識は必要だとはやっぱり考えております。さっき福本からもちょっと説明があったとおり、単純なヘルプデスク業務であれば、確かに単価の低い方でも、いわゆる回答なりできると思うんですが、実際プログラム自体に手を加えて修正をするなりとか、その辺の調査をするなり、そういったところも全て知識が備わった者がやはり業務システ

ムの運用を携わってもらわないとなかなか正常な運用ができないと考えておりますので、単価については、SEのその単価というのは適切なのかなと考えております。

○井熊副主査 でも、やっぱり単価契約でこういうふうにやるというのは、人をつけるという感じがとてもしてしまって、もう業者さんがいろいろなシステムを使って業務の効率化の提案をした場合、単価というのはどうカウントされるのかなと思ってしまい、やっぱり何か事業者の創意工夫を妨げるようなイメージがあるんですね。パフォーマンスで契約したほうがいろいろな提案が事業者ができるんじゃないかなと思うんですけど。

○石堂主査 今の井熊委員の意見から、単価契約そのものをもう1回、再検討する余地があるかどうかというあたりでどうお考えになるかご回答願えればと思います。

○横井主幹 単価契約にしている理由のもう一つとしましては、そういう意味で言うと非常に安定して、特に問題も発生しないまま1年間、業務が遂行すれば、当初想定していた予算よりは全然少ない形でお金の支払いが発生すると。その分、当然経費も削減できますし、そうしたところを念頭に、もともとこういった形の単価契約をしていたところはありません。

○石堂主査 いわば発生業務量を見込めないから、単価契約のほうが有利だという判断があるんだということですか。

○横井主幹 そうですね。逆に余計なお仕事も、こちらからも要望もしませんし、ほんとうに必要な最低限で仕事をやってもらうというところが1つあります。

○石堂主査 よろしいですか。

○井熊副主査 あんまりこれ以上言わせてもね。

○石堂主査 あと、この単価のところは、私みたいな素人は、もともとは18のシステムがあって、今はこの3つ。それが28年と29年の間で変わったというときに、この契約状況の推移からいくとあまり下がってないですね。

それと、もう一つは、新たに29年から受けた日立システムズが前は下請で入っていたというお話があります。そうすると、これ、日立システムズというのは前の契約の中の再委託の条項を活用して仕事していたんだと思うんですが、これはほとんど丸投げに近い形で委託を受けていたんですか。

○横井主幹 いえ、そこは違いまして、ちょうど残った電子決裁、文書管理、これはサブシステムの部分、ここの担当が日立システムズが担当していたエリアであった。それ以外については、製作所が担当していたエリアだと、そういう区分けです。

○石堂主査 何となく、ほかの事例を見ている、例えば親会社の子会社に出していた分、今度は子会社自身が受けるなんていう場合には、いわゆる一般管理費の部分は黙っていても下がるという要素がありますね。そうすると、そんなに下がらないという中は、やっぱり28と29の間のシステムの数が大幅に減ったという要素は、やっぱり一応は入っていると考えていいんですか。

○横井主幹 もう確実に入っています。

○石堂主査 入っているんですか。

○横井主幹 はい。

○石堂主査 わかりました。ほかいかがでしょうか。

それでは、本件についての審議はこれまでにしたいと思えますけれども、事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、情報処理推進機構さんにおきまして、引き続きちょっとご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正を行い、それを事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うようお願いしたいと思います。特に総合評価のときには、価格と技術の配点の部分、先ほど議論ありましたように、結構市場化テストの中でやる競争性に非常にかかわってくる部分でありますので、ここは慎重をお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（（独）情報処理推進機構退室・（国）産業技術総合研究所入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、国立研究開発法人産業技術総合研究所の産総研情報ネットワークシステム運用管理支援業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

まず実施要項（案）について、国立研究開発法人産業技術総合研究所環境安全本部、情報基盤部情報基盤グループ、蛭名主査よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○正木部長 紹介ありましたとおり、説明は蛭名のほうからさせていただきたいと思えますけれども、まず最初に少し、一言だけ私のほうからご挨拶させていただきたいと思いま

す。私は国立研究開発法人産業技術総合研究所情報基盤部部長の正木と申します。

本日はお忙しいところ、弊所の情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務についての市場化テスト実施にかかわるご審議、ありがとうございます。弊所としましては、つくばセンターでの施設管理等業務の市場化テスト実施に引き続いての2件目の市場化テスト対象業務ということになります。本日、限られた時間でのご審議ということですので、早速担当のほうより説明をさせていただきたいと思っております。

○蛭名主査 それでは、皆様のお手元にある参考資料2の皆様限りという資料でもってご説明のほうをさせていただきます。

まず1点目、まず変更点としまして、実施要項（案）を作成するに当たりまして、競争性を担保しつつ門戸を開放した改善点としましては、4点の説明をさせていただきます。

1点目に関しましては、参入促進のために、入札参加グループのほうを今回追加させていただくことにさせていただきました。入札参加グループを追加することで、専門分野が違う事業者同士のJVというんでしょうか、こういった形で入札参加の余地を摘むことを回避させるためにも記載させてもらっています。

入札参加資格につきまして、A、B、Cというところに関しましても、前回からと同じようにしておりまして、入札参加の余地を摘むことを回避する目的のために記載させてもらっています。引き継ぎ期間に関しましては、前回も同じように、2カ月間を維持することで入札の阻害要因とならぬように配慮させてもらっています。

2点目につきましては、業務従事者の資格要件と経験の緩和について行いました。過去の仕様書のほうに関しましては、エンベデッドシステムスペシャリスト、開発系ですね。こちらとオラクル等の資格の保有を求めていましたが、今回の要件からは削除させていただきました。業務従事者の経験に関しましては、5年以上を必須というところを書かさせてもらったんですけども、1年以上ということで緩和をさせていただきました。

3点目に関しましては、ユーザ支援業務の拡大としまして、現在直接で雇用させてもらって、内製させてもらっているヘルプデスク業務というところとか、あと、PC、ソフトウェアのライセンス貸与業務、あと、デジパス、セキュリティートーンと言われるものなんですけれども、こちらのほうも対応業務を拡大させてもらってます。今回の市場化テストにおいて官民競争の観点から、本調達におけるスケールメリットというところ、こちら辺を最大限活用させてもらうことで、コスト削減だったり、品質の維持を創意工夫発揮の可能性というところと本業務の実施全般、事業内容に関する改善提案というところを期待



しております。

4点目につきましては、新規参入を検討している事業者さんのところに関しまして、既存業者さんしか知らないような情報を限りなく減らしたいというところを考えています。フラットな競争を行っていきたいと考えております。

当然ですけれども、過去に行われている報告書、週次だったり、月次だったり、年次という報告書だったり、引き継ぎ資料、あと、現在導入されている機器、サービスの契約期間を開示する予定です。現在、情報の開示につきましては、入札説明会后、可能な範囲でできる限りの情報を開示させていただきたいと思っています。

次、参考資料としましてポンチ絵をつけさせてもらっています。こちらのほうをご説明、概要さらっとさせていただきます。産業技術総合研究所ですが、北は北海道から、東北、福島、筑波、東京、臨海副都心、中部、関西、中国、四国、九州と10の本部・地域拠点とつくばセンターの事業所で構成されています。情報ネットワークシステムの利用者としては、約1万人おまして、クライアントPCは全所で約1万7,000台程度あると見込んでおります。本部事業組織向けの中では、PCは約3,000台あるというところが業務の規模となっております。

次、続きまして、実施要項に沿って説明させていただきます。1ページ目の1の趣旨につきましては、記載のとおりなので割愛させていただきます。

1ページ目の2、情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援に関する業務の詳細な内容につきましては、その実施に当たり確保されるべき質の事項としまして、アについては、概要なので割愛させていただきます。

イにつきましては、業務の内容としましては、つくばセンター情報ネットワークシステム、地域センター情報ネットワークシステム、ユーザ支援業務、ヘルプデスク業務、あと、情報セキュリティーインシデント対応支援業務ということで構成させていただいております。この業務の中では、定例会議や臨時での打ち合わせ、業務の報告を実施することを求めています。(サ)においては、緊急時の対応を考慮した緊急時の体制を整備してくださいということを求めています。

4ページ目に行きまして、ウのところ、他業者との連携と書かさせてもらっていますが、障害や情報セキュリティーインシデント発生時の連携が必要になりますという形で記載させてもらっています。具体的には、責任分解点での切り分け、対処、必要な情報収集だったり、情報の提供だったり、調査対象の状況の把握、あとは産総研への、担当者への

報告ということに記載させてもらっています。

5 ページ目に、(1) のオに関しまして、請負業務の引き継ぎに関して記載させてもらっています。(ア) のところに関しましては、産総研の引き継ぎが実施、円滑になされるようにということで書かさせてもらっています。その際、事務手続、事務の引き継ぎに関する費用に関しては、現行請負者の負担になりますということに記載させてもらっています。

(イ) の請負期間満了の際の業者の変更が生じた場合に関しても記載させてもらっています。その際の事務引き継ぎに関する経費に関しては、現行の請負者さんのほうの負担になるということに記載させてもらっています。現行の、今の実施させてもらっている業務に関しましては、引き継ぎに関しては、資料は現在やっている事業者さんのほうでつくってくださいと記載させてもらっています。

続きまして、6 の 2 の 2、(2) の確保されるべき対象業務の質でございますが、ア、業務内容ですが、仕様書の記載の業務を適切に実施してくださいということを書いています。

イの情報システムの稼働率につきましては、別添 1、仕様書に記載されている S L A の対象と限定させてもらっています。また、業務時間内と時間外ということでは、別々の稼働率を求めています。

ウの障害対応時間に関しましては、情報ネットワークシステムの障害は 30 分以内に一時切り分けを行って、一時切り分けの結果から報告、連絡を行ってくださいということを書かさせてもらっています。

エの作業遅延の件数ですが、当日、所定の期日までに完了しない件数は 0 件とさせていただいております。ただし、緊急時の依頼とかが発生する場合がありますので、こちらに関しましては、若干考慮している書きぶりにさせてもらっています。

オのヘルプデスク利用者のアンケートに関しましては、年 1 回の利用アンケートで回収率 50%、基準スコアというところでは 60 点程度で考えたいと思っています。

セキュリティ上の重大事故の件数ですが、こちらのほうに関しましては個人情報だったり、機密性の高い情報ネットワークシステムだったり、使っていますので、そこでは情報漏えいに関しては当然のごとく 0 件でお願いしますというところになっています。

キの情報ネットワークシステム運用上の重大な障害の件数につきましても、影響が大きいというところで、0 件で実施していただきたいということで書いています。

クの当日の回答率、これはヘルプデスク業務のみなんですけれども、24 時間以内の回答率 90%を求めています。ただし、問い合わせから 24 時間後が営業日だったり、営業

時間外、時間ではなかった場合に関しては翌営業日からということで書かさせてもらっています。

次のケのウイルス情報の把握ですが、業務時間内は30分以内に対応してくださいというところと、業務時間外に関しては3時間以内に隔離するというところで書かさせてもらっています。

このサービスレベルアグリーメントの締結に関しましては、アからケに関してSLAの締結をお願いしております。確保されるべき対象業務の質に関しましては、過大にならないよう検討して、業務時間内、時間外や、あと時間や稼働率を設定させてもらっています。

7ページ目の2、(3)の創意工夫の発揮可能性というところですが、今回の市場化のおそらく目玉になるんじゃないかなと思っているんですけども、アの本業務の実施全般に対する提案にあつては、既存にとらわれない請負者、提案予定者のアイデアを活用して、質の向上だったり、効率化の向上だったり、経費の削減を目的として記載させていただきました。

イの事業内容に対する改善提案につきましても、先ほども言ったとおり、既存にとらわれない、やり方にとらわれない、請負者のアイデアや、あと本業務実施後の、やってみてからの改善提案というのを活用して、質の向上だったり、効率化、経費の削減を目的とした記載をさせていただいております。実際に体制、人数に比重が行く案件でございますので、人の拘束を避けられるものに関しては、事業者の工夫だったり、効果によって、人件費のコストだったり、経費だったり、結構効率化というところ、こころ辺をうまく実施できるような形で期待しております。

7ページ目の2の(4)契約形態及び支払いですが、ここに関しては、契約形態、支払いだったり、減額措置に関して記載させてもらっています。

8ページ目の2の(5)法令の変更による増加費用です。こころ辺も記載させてもらっています。税金が変わったりとか、消費税とかが変わったりとかした場合の対応です。こころ辺を書かさせてもらっています。

8ページ目の3の実施期間ですが、事項ですが、ここは記載されているとおりですので割愛させていただきます。

9ページ目、4、入札参加資格に関する事項としましては、(2)、(3)、(4)に関しましては産総研の記載とさせていただいております。(10)に関しましてですが、さきに説明させてもらったとおり、入札参加グループによる記載を、入札を可能であることを記載

させていただきます。

10ページ目の5の入札に参加する者の募集に関する事項です。こちらに関しましては、(1)と(2)に関しましては記載のとおりなので割愛させていただきます。

11ページ目、6、本業務を実施する者を決定するため評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項ですが、価格点と技術点に関しましては1対1とさせていただきます。また、落札者の決定に関しましても総合評価方式にさせていただきます。基礎点を150点付与させていただきます、1つでも満たない場合に関しましては失格とさせていただきます。加点に関しましては1,650点として、うち150点に関しましては、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項に関しての評価としています。残りの1,500点、10項目につきましては、求める質と体制等、こういったものを評価するものとさせていただきます。実際に独法に求められるセキュリティーレベル、セキュリティー体制だったり、情報ネットワークシステムの重大さのインパクトを考えた項目で加点の評価、加点項目とさせてもらっています。

14ページ目、7、本業務に関する実施状況に関する情報の開示に関する事項ですが、別紙1、この後に続く22ページ目のところに書かさせてもらっている従来の実施状況に関する情報の開示でございます。

14から15ページ目、本業務の請負者に使用させることができる国有財産に関する事項ですが、こちらでもPCとか備品に関しましては、別紙1の従来の実施状況に関する情報の開示でしておりますので、ここも割愛させていただきます。

15ページ目、9、本業務請負者が当研究所に対して報告すべき事項や秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項ですが、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

17ページ目です。9の(3)、クのところですが、契約の解除につきましては、著しく請負者が不利にならないような記載をさせていただきます。

続きまして、19ページ目の本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合に関しましては、その賠償、契約とかに関しても記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

19ページ目、11の本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項に関しましても割愛させていただきます。

あとは、20ページ目の12、その他業務実施に関して必要な事項につきましては、記載のとおりでございますので、こちらも割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、実施要項（案）の概要、主なポイントにつきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 説明、ありがとうございます。すいません。ちょっと見つけられなかったのですが教えていただきたいんですけども、従前の要件の緩和というところで、業務従事者のスキル経験5年以上から1年以上に緩和したというお話があったかと思うんです。これはどこの記載なのか、見つけられなかったのですが教えていただけますか。

○蛭名主査 申しわけございません。実施要項のほうではなくて、別添1の仕様書のほうに記載をさせていただいております。ページで言うと68ページに当たります。68ページから始まるところになっています。

○早津専門委員 ありがとうございます。あと、仕様書について、82ページなんですけれども、加点項目の（9）なんですけれども、この「本業務を実施するうえで有効と判断されるスキル資格、経験」とあるんですけども、これは、スキル資格とかいうのは具体的に書くものではないんですか。これは抽象的で、何がこれに当たるのかというのが見た人がわかるのかどうかというのがちょっとわからなかったんで。

○蛭名主査 スキル資格というところに関しまして、資格ですね。あと、ヘルプデスクさんに求めるスキルということで、70ページに書かさせてもらっているんですけども、こちらがどちらかというところではなくて、経験だったり、知識というところでちょっと抽象的な表現にはなっているんですけども、ネットワークセキュリティー、コンピューター等、ITの全般に関する知識を持ち、パソコン上のハード、ソフトの操作などの実務経験を持っていることと書かさせてもらっています。ここはスキルと資格というところで、スキルのほうが若干曖昧だった表現かもしれません。

○早津専門委員 あと、経験とかいうのも、何の経験なのかというのが加点なので入ってくる、仕様書を読んだ人が、従前の人にはわかるんだと思うんですけど、ちょっとわかりにくいような印象。

○蛭名主査 ヘルプデスク業務というのが直接契約をやっているもので、多分、既存の業

者さんだからといって知っているものではないというところで、求めるスキルというところで書かさせてもらっているものを、転記しているものですんで、こういった表現になってしまったということです。

○早津専門委員 あと、すいません。資料の閲覧について新たに設けられたというご説明があったと思うんですけども、これは具体的には14ページの7のことという理解でよろしいのでしょうか。

○蛭名主査 そうですね。14の7のところの本業務に関する実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、下の(2)の資料閲覧ですね。

○早津専門委員 これ、イメージしている資料の閲覧、従来設定していなかった資料の閲覧ということなんですけど、これの必要性というのがそちら様でお考えの何のために必要、これを今回設けようとしたかというところなのかもしれないんですけど、これはネットワーク情報ではなく、見積もりを出すに当たっての稼働とか、そういうのを出すための資料閲覧という理解になるのでしょうか。

○蛭名主査 そうですね。実際にどれくらいの業務量が発生しているのか、定常的に発生しているものなのかとか、あと、業務スキル、これくらいの人間だったらアサインできるんじゃないかというところとか、そういったところですね。実際に見積もりだったり、要員の配置のところに関してわかりやすく、既存事業者が有利にならないような形にさせてもらうために、公開しようかなと思っています。

○早津専門委員 そうすると、この前項、従来の実施方法等の詳細な情報は、要望があった上、閲覧可能とすると書いてある、この「従来の実施方法等」の中には、そのネットワーク自体の情報、参加するに当たってこのくらいの、これを知っていなきゃいけないとか、そういう技術的な知識がわかるようなものを開示するのはこのオに当たるということなんですか、閲覧でわかるための。

○蛭名主査 一応閲覧のときに、ここを出ささせてもらっている資料だけでは不足になってくるところがあると思っていますんで、実際に今やっという業者さんの報告書だったり、現行やっという引き継ぎ資料というのをこのタイミングで見ただけであれば、どんなものを操作しているのかというのがわかるのかなと思っています、ここを追加させてもらっている次第です。

○早津専門委員 その点、引き継ぎ資料は示しちゃうと何か問題があったりするんですか。引き継ぎ資料を見れるというふうを書くとかわかりやすいかなと思うんです。

○蛭名主査 なるほど。引き継ぎ資料と書いたとしても全然問題はないんですけども、そもそも見せようと思っていましたので。

○早津専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明、ありがとうございます。ちょっと教えていただきたいんですけども、通し番号5ページのところに業務実施時間という記載があって、監視・障害予防措置に関する業務は、基本的には通常業務時間だと書かれている一方で、制限の中には業務時間外稼働率99.5%以上としろと言っているんですが、これは実質的には24時間監視しろということを求めているように見えるんですけども、ここは、矛盾はないんでしょうか。

○蛭名主査 障害対応に関しましては、6ページ目のところに業務時間外に発生した障害に関しまして書かさせてもらっています。対応時間に関しましては、公共機関の影響等により、対応する時間が対応の時間によっては困難な場合においては、まず産総研の担当者と協議してくださいと書かさせてもらっています。

○小尾専門委員 いろいろ書かれていて、確かに著しい、内容、影響を及ぼす場合には、通常時間外も検知するような体制をとれというようなことも書かれてはいるんですけども、一般、ここは、だから、もうちょっとちゃんと書いてあげないと、業務時間外に対してもSLAを求めているわけで、ここの算出というのを具体的にどういうふうに算出するつもりがあるのかというところがもう少し明確になっていないと、その全体システムに対して24時間ちゃんと監視をしなければいけないのか、特定の部分についてのみ、今ここで言うSLAを求めているのかというので全然業務の内容が変わってくる可能性があるのでは。

○蛭名主査 すいません。通し番号65ページのところにSLAの対象となる項目に関しまして書かさせてもらっています。SLAの対象としましては、仕様書のほうのシステムで言うところの、47ページのほうに書かさせてもらっているんですけども、SLAの対象としましては、メール中継システム、ネットワーク基本サービス、あと、外部DNS、多要素認証システム、認証基盤システム、プロキシシステム、あと、仮想化基盤システムというところを求めております。

監視等を行っているものでございますので、基本的に、障害が発生したときに関して、一応稼働率というところも、重大なサービスの影響が与えられるインパクトというのを考えたときに、この対象のシステムというところにさせてもらっています。どうしても3時

間とかの停止、以上とかの停止を業務時間外であったとしても、やはり研究所、24時間365日動いているというところで、過大なのかもしれないですけども、ここを3時間程度で対応していただきたいなという思いで書かせてもらっています。

○小尾専門委員 わかりました。そういうことであれば、もうちょっとここを、いわゆる業務実施時間の部分について丁寧に書いておいたほうがいいかなと思います。

○蛭名主査 はい。

○小尾専門委員 それと、もう一つ。ちょっとSLAのこれは稼働率99.98%以上と書いてあるんですが、これは業務時間で、多分月で、大体1日8時間として20日ぐらいだとして、160時間と。これは多分計算すると、3分とまるとこれは満たせなくなるというぐらいなんです。

○蛭名主査 そうです。

○小尾専門委員 一方で、その下に、障害対応時間で30分以内に一時切り分けを行うことと書いてあって、こんなにゆっくりしていたら、もう既にそれを満たせないんですけど、これは、全体の整合性というのはどういうふうに考えられていますか？

○蛭名主査 一応、稼働のパーセンテージに関しましては、物そのもの自体が電源の冗長だったり、機器の冗長とか行っていたり、サーバの電源を2系統持っていたり、その先につながっている電源も2系統、商用系、自家発系というものを設定しているものなので、単純に三、四分の停止と言っても、なかなか停止、実際にしているものではないものなんです。そこに関して過大なのかもしれないですけども、こういった設定をさせてもらっていると。単純に物が壊れただけではないということですね。

あと、1点、説明させていただきたいのは、機器の障害、直接の起因する障害以外の提供されているネットワークサービス、他事業者さんが入っているようなものに関しては、今回のSLAの対象の範囲にはならないということで明記はさせてもらっています。

○小尾専門委員 一応多重化とか、運用に影響を及ぼさないような機器構成とか、システム構成はあらかじめとっているという前提でこれを求めようとしているということですね。

○蛭名主査 そうです。

○小尾専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 入札の状況を見させてもらおうと、入札は1回ではなく、何回かやったりということでもよろしいのでしょうか。確認をさせていただきます。



○横倉グループ長 27年度から29年度の契約ですが、入札は、1回目の札入れで落札者を決定しています。24年度から26年度の契約についても、応札者は1者ですが、1回目で落札となっております。

○大山専門委員 そうですか。そうすると、あともう1つ。今度の入札のときに、競争性が改善されるという、一番大きくきいているのはどこだとお考えですか。さっき4つほどお話がありましたけど、それについてお答えいただければと思うんです。

○蛭名主査 まず改善される見込みとして、私たちのほうが考えているのは要員のスキル、やはり人間で、体制で用意されるものなので、どうしても要員の求めるスキルレベルが高くなればなるほど集めにくかったりとかいうところが発生しますので、できるだけ業務従事者のスキルだったり、経験というところを緩和することである程度、入社1年目、2年目というところの方たちを提案することを可能とすることで、提案しやすさが出てくるのかなと思っています。

あと、入札参加グループですね。技術力があるような業者さんのところに関しましても、今回、前回もやってはいるんですけども、入札参加の余地を残すことによって多少、JVのような形ででも参加できるんじゃないかという見込みも期待はしております。

○大山専門委員 はい。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 内容について2点ありまして、1つは、これは結構いろんなところに人を張らなくちゃいけない事業で、その意味で言って、入札公告から提出の期限まで1カ月はわりと短いかなという感じがしました。

それから、あとは、総合評価の1個1個の点数が結構大きいわりには書いてあることが、例えば81ページの加点項目の(4)とか見ると、ここには2つのことが書いてあって、体制が具体的に示されていることということと、それから、リスクが生じたときにちゃんと対応できますかというようなことが2つ書いてあるわけです。それで、多分この2つのうちのどのくらいの割合が200点に対して配分されているのかというのは、これだけでは読み取れないんで、これだったら、2つに分けて体制の具体性とリスクへの対応とかというふうに、ほかのところもそうなんですけど、1つの点数のところ複数のことが書いてあって、その配分というのがちょっとわかりにくいなと思いました。

○蛭名主査 2つに分ける方向で検討させていただきます。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかよろしいですか。それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせ

ていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、多少意見がございました。ヘルプデスクの関係とか、あいまいな表現の明確化など、産総研さんにおかれましては、引き続きご検討いただきまして、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集という段階に入っていっていただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局を通じてお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（（国）産業技術総合研究所退室・警察庁入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、警察庁の警察総合捜査情報システム業務プログラム開発及び保守業務の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、警察庁情報通信局情報管理課、二宮課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○二宮課長 警察庁の情報管理課長、二宮です。よろしく願いいたします。

初めに、お手元のポンチ絵、警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ／Ⅱ／Ⅲ開発及び保守業務事業の概要と書かれた資料を使って、本事業の概要についてご説明いたします。

警察総合捜査情報システムは、警察庁及び都道府県警察がさまざまな犯罪捜査に係る情報を登録、照会、分析するためのシステムです。ポンチ絵にありますとおり、約1,300の拠点で約4,500台の端末を運用しており、当庁のシステムとしても比較的規模の大きいシステムです。

請負者に実施していただく業務内容は大きく2つで、プログラムの開発と保守です。プログラムの開発は平成30年から31年の2カ年、プログラムの保守は運用開始後の平成32年3月から35年3月末までを予定しており、それぞれの具体的内容としては、ポンチ絵の下段の記載にあるとおりであります。

今回、警察総合捜査情報システムのプログラムをプログラムⅠ／Ⅱ／Ⅲの3つに分割して調達を行うこととしております。その理由などにつきましては後ほど説明させていただきます。

きます。

続いてポンチ絵の左上にも記載している本事業の競争性向上のポイントを説明します。赤枠で囲んだ部分であります。当庁は昨年、民間競争入札の対象事業3つについてご審議をいただき、多くの貴重なご意見、助言をいただきました。我々は昨年以降、さまざまな事業に係る調達競争性を確保するために、昨年いただいた貴重なご意見や助言、調達をめぐる情勢などを踏まえ議論、検討を繰り返しました。その結果、競争性を確保するために、予算要求を予定している段階から広く公平に見積もりを取得する必要があるのではないか、現行業者が有利な調達要件となっていないか、請負者の創意工夫を取り入れる余地を含んだ調達要件となっているか、請負者に求める業務の質が不明確だったり、過剰な要件となっていないか、請負者が不安を抱く調達要件となっていないか、プログラムが動作する環境に制限がかかっている要件となっていないかの視点で調達要件を精査する必要があるとの方向を見出し、その方向性のもとで大きく6点について取り組みました。

1点目は、これまで予算要求の際には、現行業者のみに見積もりの作成を依頼していましたが、今回は資料提供招請を実施した段階で本件調達に興味を示した全ての業者に対して見積もりの作成を依頼しました。

2点目は、現行業者だけが有利にならないようにするため、プログラム群の開発期間を従来の1年9カ月から1年11カ月に拡大しました。

3点目は、入札者の創意工夫が調達に反映されるようにするために、総合評価基準を制定する際に価格点と技術点の比率を1対3としました。

4点目は、7つあるプログラムの分割調達です。現行システムの調達の際には7つのプログラムを一括調達していたのですが、これでは現行業者だけが有利になるだけでなく、新規業者が調達を検討する際に不安を抱いたり、企業体力の影響により中小企業は参加を断念する可能性もあることから、分割調達するように考えました。請負者の視点に立って作業効率を踏まえて分割単位を検討した結果、7つのプログラムを各業務の類似性に着目して分類することによってプログラム開発を効率化できると考えたことから、書類作成・管理系業務を実現するプログラムⅠ、照会系業務を実現するプログラムⅡ及び分析業務を実現するプログラムⅢの3つに分割しました。この分割調達の取り組みは、さきに説明しました開発期間延長の取り組みと相乗効果をもたらし、十分な開発期間を確保できることから、新規業者や中小企業にとっても魅力あるものと考えます。

5点目は、現行業者だけが有利にならないよう、請負者に求める業務の質を明確にする

とともに、不安感の払拭などを目的に、現行プログラムのドキュメントや各プログラムの連携に関する情報を広く開示します。なお、各プログラムの連携については、各実施要項の中で一覧表で示しました。

最後の6点目は、プログラムが動作する環境に制限がかからないようにするため、現行プログラムが動作しているヒューレット・パッカード社製のOSから、広く一般に仕様が公開されているOSに変更するなど、オープンソース・ソフトウェアを利用するようにしました。

以上6点のほかには、これら調達要件の検討に加わっていない職員に実施要項を読んでもらい、実施要項の内容が理解できるか、どのような調達を求めているかわかるか、疑問に感じる部分がないかなどの聞き取りも実施し、その結果を反映させたものが皆さんのお手元の実施要項となっております。

それでは、実施要項（案）に沿って説明をさせていただきます。資料C-2-1の警察総合捜査情報システム業務プログラムI開発及び保守業務民間競争入札実施要項（案）をごらんください。3ページの1です。本事業は、平成26年7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針別表で民間競争入札の対象として選定された事業です。

経緯や事業の範囲につきましては、2に記載しております。現在運用している警察総合捜査情報システムが平成32年2月末に運用期限を迎えるため、システム更改を行うものです。システム更改全体のスケジュールとしては、48ページをごらんいただくとわかりやすいと思いますが、上段のとおり、平成30年度からプログラム開発を開始し、下段のとおり、31年度に入ってからハードウェアの構築を行い、また上段に戻りますが、31年度の後半からデータ移行や各種テストなどの移行作業を行い、32年3月に運用開始としております。本事業では、システム更改に係る業務のうち、上段のプログラム開発をはじめとした業務と、中段に記載している運用開始後から発生するプログラムの保守業務を対象としており、ハードウェアに関するものは別調達としております。

3ページにお戻りください。2の(2)に本事業で対象とするプログラムを記載しています。先ほど紹介した書類作成・管理系の業務である事件管理業務、犯罪統計業務、少年事件書類等作成業務の3つの業務です。

次の4ページの(3)に先ほど説明した各プログラムの連携の状況を記載しております。例えば事件管理業務は少年事件書類等作成業務や犯罪手口照会業務、捜査情報分析業務のデータベースを参照し、地図情報等を利用した情報分析業務の地図情報を参照することを

あらわしています。

確保されるべき対象業務の質については、4から5ページの(6)に記載しております。当庁としましては、開発のスケジュールを遵守していただくことのほか、このシステムの可用性にかかわってくる技術者駆けつけ時間、障害報告に要する時間、警察庁からの技術的な問い合わせへの回答に要する時間といったものをサービスの質として評価したいと考えております。

7ページに契約までのスケジュールを記載しております。戻って、6ページに平成30年4月上旬ごろの契約後から本事業のスケジュールを記載しております。31年11月上旬から警察庁でのテストを開始し、32年3月1日の運用開始を予定しております。

請負者の決定は8ページの6に記載のとおり、総合評価落札方式で行います。9ページの一番上になりますが、価格点と技術点の比率を1対3にしております。当庁では、これまでこの比率を1対1としておりましたが、昨年の小委員会でのご指摘を踏まえ、課内での議論を重ねた結果、先ほども説明したとおり、入札者の創意工夫が調達に反映されるよう1対3に設定しました。技術点は、必須項目に基づく基礎点と創意工夫を反映した加点からなり、合計を3万点満点としております。加点の詳細につきましては、159ページの総合評価基準をごらんください。例えば一番上の認証機能を例にしますと、この認証機能について具体的な提案をした全ての入札者に40点を与え、40点を与えた入札者の中で最もすぐれた提案をした1者に対して20点を追加で与えます。これら提案内容の精査などは庁内の総合評価委員会で組織的に行います。

続いて、戻りまして10ページの7をごらんください。こちらには情報の開示に関する事項を記載しておりますが、1に記載の従来の実施に関する詳細は188ページ以降の別添6に示しております。また、191ページでは、当方が開示する準備ができていない各種資料を別紙2としてまとめております。1は現行システムに関するもの、2は関連する仕様書類、3はこの実施要項の別添1から3として添付しているプログラム仕様書に関するもので、閲覧可能なもののリストです。

最後に、16ページをごらんください。公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価については、平成32年3月の運用開始から約1年間の実施状況に関して調査を行い、評価を行います。調査方法等は(2)に記載のとおりで、保守に関しては確保されるべき質として挙げた項目を調査します。調査した結果を33年4月をめどとして提出する考えです。

ここまでが警察総合捜査情報システム業務プログラムⅠ開発及び保守業務民間競争入札実施要項（案）の説明となります。

続けてプログラムⅡとⅢの説明に入りますが、プログラムⅠと異なる点は、対象とするプログラムが異なるのみですので、その箇所のみを説明させていただきます。

資料２－２の警察総合捜査情報システム業務プログラムⅡ開発及び保守業務民間競争入札実施要項（案）の３ページ、２の（２）をごらんください。プログラムⅡは照会系の業務である犯罪手口照会業務、被疑者写真照会業務、DNA型照会業務、地図情報等を利用した情報分析業務の中の個人・車両・盗品等照会に係る機能の４つのプログラムです。次の４ページの（３）に各プログラムの連携の状況を記載しております。

続きまして、資料Ｃ－２－３の警察総合捜査情報システム業務プログラムⅢ開発及び保守業務民間競争入札実施要項（案）の３ページ、２の（２）をごらんください。プログラムⅢは、分析系の業務である地図情報等を利用した情報分析業務の中の、地図分析機能に係るプログラム、いわゆるGISというものです。３に、プログラムの連携の状況を記載しております。その他の箇所につきましてはプログラムⅠと共通です。

以上、駆け足ではありますが、説明を終了させていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○大山専門委員 説明いただきまして、ありがとうございます。やろうとなさっていることについては、よくわかることで結構だと思っただけなんですけども、その前提だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、今回の話というのは開発・保守ですね。先ほどのお話ですと、HPのシステムがあって、今度OSSを使った形というふうになっているんですが、そもそも論として、HPから脱却したいという意味は、費用的に下がるという確認がされているからなんではないでしょうか。それとも競争性を上げるがために、あえてHPを捨てようという話をなさっているのか、ちょっとそこどころがわからなかったのと、それから、今の状況では多分、開発・保守が一体になるのはいたし方ない面があっただけなんだろうと思うんですけど、次は、OSSの状況でこういうソフトウェアの話になるときに、当然権利は警察庁さんがお持ちだと思うんですね。とすると、保守について、ソフトウェアの改修まで入っているなら別なんだけど、保守だけだったら、別に、保守という言い方はよくないかな。ちょっとその運用の仕方になるのかもしれないし、その辺の

切り分けの仕方もあると思うんですけど、この後のほうのは、ほかにも競争性を上げて別に切り離していくというようなこともお考えになられているのか。ちょっとその辺教えていただけますか。

○二宮課長 まず、最初のHPからの脱却は、そもそもどういう考え方なのかということですが、一番大きいところは、できるだけ特定業者に偏らないためには、今回、レッド・ハット・リナックスをちょっと想定しているんですけども、そのほうがより多くの業者が参加できるのではないかというのがあって、もちろんそれに伴って費用もより安価できるのではないかなという期待も持っておるところです。

○大山専門委員 そういうこと。これまでだとシステムの刷新の話をするときには、損益分岐点がいつ来るかで、全部見ないといかがなものかという議論も一方ではあって、多分そのときに、こういう言い方をしているかどうか分かりませんが、今の機能では不十分で、追加しなきゃいけないとかいうのを言ったほうが多分早いんだと思うんですね。だから、ほんとうに脱却だけだと、それこそ投資するのは、今あるので問題なく動いているとしたら、じゃ、何でやるのと、やっぱりそもそも論に戻っちゃう可能性があるんで、ちょっとそこが気になりました。お話はわかりましたので。

その次の切り分けの話はどうですか。

○二宮課長 保守に関してですけども、今回こちらで調達を考えている保守といいますのが作成したプログラムの不具合対応……。

○大山専門委員 そっちね。

○二宮課長 これを考えております。通常ですと1年ぐらいは、不具合があれば自動的に直してもらおうという形になりますけれども、これをもう少し数年間の間、不具合があれば即時対応してもらおうと。仕様の変更とか、そういった面でのプログラム改修というのは、これはまた別調達というような形になろうかと考えております。

○大山専門委員 はい。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

○井熊副主査 以前この委員会で総合評価の比率を、技術点をもっと上げたほうがいいという議論があったということでしたか。

○二宮課長 そうです。はい。

○井熊副主査 それで、それでも1対3というのは結構大きいなという感じがするんですけども、今回、結構ドラスチックな改革をされて、3つに分割されて、中小企業のとい

うふうになってくるんですが、1対3で中小の企業が大企業に勝とうと思うと、大企業よりも提案力のある中小企業がいるということが前提になるわけですね。そうすると結構厳しい部分もあるかなということがあって、このところで1対3にしていることと、それから、中小企業でも入れるとしていることと、あと、やっぱり総合評価の加点のところ記述の具体性を全部求めている、その何十個という記述の具体性を、がーっと具体性の高さで競っていくという競争のスタイル、1対3で。しかも中小企業を入れたい。これはほんとうに成立するのかという点が1つ。それがもしほんとうに中小企業とか、いろんなベンダーさんの入るチャンスと言うのであれば、その人たちが戦いやすい土俵であるかどうかというのは、十分検討したほうがいいのかなと思います。

それから、あともう一つは、こういう初期投資と保守・運用というか、維持管理というか、こういうものを一旦したときというのは、この保守・運用の契約が終わったときの競争性というものをやっぱり十分考えた契約になっているのかというのがあって、自分がかかわったプロジェクトなんかでは、やっぱりこの開発のところで情報を徹底的に吸い上げるような契約条項になっているのかというようなことをやっているんですけども、そこのところはぜひこの3年後ですか、開発、運用が始まって3年後に、第三者が何らかの十分な情報を持って競争が成り立つような条件、それは公共側の情報の取得の権利がきく段階でそういう契約内容を入れておいたほうがいいかなと思います。

以上です。

○二宮課長 価格点と技術点の1対3にしたという点につきましては、今回、開発をするシステムというのが幾つかの業務の間で連携をとるという意味で、プログラムの複雑性、開発の難易度が上がっているからということで、1対3でどうか考えたところであります。

また、具体性を求めるという表現に関しましては、基本的な画面構成ですとか、業務の流れというのは現行システムのものがありまして、それに対して何か工夫ある提案をいただけたらありがたいなというような考えでやっておったところです。

また、保守に関しましては、先ほど保守というのが基本的にプログラムの不具合対応、バグ対応というようなことを考えておるんですが、それ以外になりますと、例えばOSのパッチが出たときの動作確認ですとか、そういった作業があると想定しているんですが、プログラムのバグに関しては、この契約の実際の保守の期間である3年間でほぼ出尽くさだろうという見込みでやっているところで、それはもう開発した業者がやるのが一番効率



的だろうということであります。それ以降につきましては、基本的にはパッチ当て対応ですとか、そういった作業になりますので、より、その間にいろいろな技術的な情報、ノウハウを我々自身も得て、その次の保守ができるだけ安価に、競争性が高まるような形でできるのではないかとこの考えでこういう形を考えたものです。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○早津専門委員 すみません。ちょっと小さな点で気になったので教えてほしいんですけど、193分の16の一番上の(2)なんですけど、これはちょっと本筋論ではないんですけど、損害賠償のところが一番上の行の(2)だと「重大な過失によって」となっているんですけど、193分の14のキと矛盾しないのかなという疑問が。想定しているものがちょっと違うのであればいいんですけど、そこだけちょっと気になったんですけど。

○二宮課長 すいません。16ページの(2)と、その次に挙げられたのはどれですか。

○早津専門委員 193分の16の一番上の(2)と193分の14のキです。一番下から5行目かな。

○二宮課長 これですね。

○早津専門委員 はい。これが、請負者は、請負者の故意又は過失によって警察庁に損害を与えたときは賠償すると書いてあるんですけど、193分の16の一番上の(2)だと、請負者は契約に反し又は故意若しくは重大な過失によってと、重大な過失というふうに絞っているんですけど、これは何か意図しているものがあるのか、何か損害賠償の要件をあえて変えていらっしゃるのかなと。

○佐藤専門官 すいません。佐藤と申します。そもそもこの実施要項をつくるに当たりまして、総務省さんのほうからご提示いただいているひな型とかマニュアルがございますけれども、そちらのほうを参考に、今回この実施要項に落とし込んでおりまして、その文言をいろいろ吟味しながら付加しているというような形で一応つくっているものなんですけれども。

○早津専門委員 そうすると特に想定していないのかもしれない、何かをと。

○佐藤専門官 そのマニュアル的なところも当然読み込んだ上で、そういう個々具体というよりかは単純に、例えば193の14の損害賠償の部分の読み込みも、単純にここは損害賠償の部分で、今おっしゃられている重大な過失の重大の部分については、特段そこでは、我々のほうでは議論にはならなかったもので、まずこのままそういった部分でということですね。

○早津専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明、ありがとうございます。2点ちょっとお伺いしたいんですが、1つ目は、これは今、全体で3つに分けて開発を進めるということになると思うんですね。それで、一部データベース等の参照等においては、連携をしなければいけないということが仕様書の中に書かれていて、そうすると、この全体の管理というか、それぞれの3つ並行して走ると思うんですが、その全体管理を行うというのは、これは警察庁さんがみずからやる。どこかほかの業者さんを雇うとかではなくて、みずからやられるということですか。

○二宮課長 はい。そのようなつもりです。

○小尾専門委員 わかりました。もう1点、先ほどちょっと技術点と価格点の配分というのがあったと思うんですが、これは、プログラムをせっかく3つに分けているので少し、全部1対3にしなくてもいいかなと。例えばこれ、ちょっと仕様書を見ると、例えばプログラムⅢというところですが、地図情報等を利用した情報分析業務と、プログラムに関しては、もちろん私も詳細はわからないんですけども、ぱっと見、ここであれば何かもうちょっと技術点を下げてもいいのかなというような感じも受けるので、全てを1対3ということではなくて、ここは技術が必要だと、でも、ここについてはもうちょっと、例えば中小に参入してほしいなというようなことを考えるのであれば、少し色をつけて出していたいただいてもいいのかなと思いますので、そこら辺、検討いただければなと思います。

○二宮課長 ご指摘の点、再度検討したいと思います。

○石堂主査 ほかいかがでしょう。私から1点、非常に素人っぽい質問で申しわけないんですけど、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分けて、そして、業務を分けた考え方も先ほど出て、そういうことなんだとわかったんですけど、このそれぞれの業務間での情報のやりとりというのは、発生はしないんですか。先ほど全体管理というのとはちょっと違って、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの間で情報が行ったり来たりするということはない？

○二宮課長 主には、1つの業務が他業務の情報を参照する、データを引っ張ってくるといったことがあります。

○石堂主査 あるんですか。

○二宮課長 はい。

○石堂主査 それは先ほどの連携しろという中で解決されると。

○二宮課長　そうです。そのためのインターフェースは警察庁から別途指示を出すという  
ような形にしております。

○石堂主査　はい。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局何かござ  
いますか。

○事務局　特にございません。

○石堂主査　それでは、先ほど総合評価の1対3の比率の関係で、Ⅲの部分についていか  
がかということがございましたので、その辺につきまして、警察庁さんにおきましては引  
き続きご検討いただきまして、実施要項（案）について必要な修正があれば、その辺につ  
いて事務局を通じて我々各委員が確認した後に意見募集に入るという形でお願いしたいと  
思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（警察庁退室・農林水産省入室）

○石堂主査　それでは、続きまして、農林水産省の国有林の間伐等事業の事業評価（案）  
について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、林野庁国有林野部業務課、唐澤企画官より、ご説明  
をお願いしたいと思います。

なお、ご説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○唐澤企画官　それでは、資料4に基づきましてご説明をさせていただきたいと思  
います。国有林の間伐等事業でございまして、平成27年度開始分、内容的には平成27年度及び  
平成28年度の内容でございます。I.の事業の概要でございますが、公共サービス改革基  
本方針の閣議決定に基づく公共サービス改革法に基づいて民間競争入札を行っているところ  
でございまして、事業の内容につきましては、これまで健全な森林の造成に向けた間伐  
の事業ということでやってきましたが、平成27年度開始分から、間伐に加えまして、複  
層林へ誘導する伐採、これは上層木を切りまして、その下に木を植えるという作業ですけ  
れども、その間伐と複層林に誘導する伐採と路網整備、それから、複層林へ誘導する伐採  
の後の植付等が事業の内容となっております。

事業期間については3カ年ということでやっております。

受託事業者につきましては、別紙1をごらんいただければと思いますが、各森林管理局で、全部で16カ所契約をしております。表のうち、現地見学、企画提案、入札が2段書きになっているものがございますが、これにつきましては、初回の公告に基づく入札が不調になりまして、再度公告をしたため2段書きということにさせていただいております。いずれも落札されて、二度目で契約を結んでいるところでございます。契約者、事業期間等は表のとおりとなっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、II.の確保されるべき質の達成状況及び評価でございますが、本事業の達成すべき事業の質としては、事業全体の企画立案及び進行管理等、それから、間伐等、路網整備及び植付の4つの事項ということにしておりまして、その結果については以下のとおりとなっております。

実施状況調査で、事業目的及び事業対象箇所の特性を踏まえた上で10項目、工程管理、技術の向上と労働生産性、自然環境への配慮、安全対策、間伐等の実施方法、残存木の保全、作業システム、路網計画、路網開設、植付という10項目について、受託者から提案があった内容について確認をしております。別紙2をごらんいただきたいのですが、実施状況の調査項目として縦に10項目並べて、それぞれの署ごとに二重丸(◎)、丸(○)、三角(▲)の3段階で評価しております。二重丸(◎)は事業者からの提案どおりできている、丸(○)は提案を下回るが標準以上、三角(▲)は標準程度ということで、評価しております。この2段書きにつきましては、左が1年目、右側が2年目の評価ということにしております。

2ページに進んでいただきまして、このうち企画立案につきましては、全ての事業者から労働生産性の目標設定、それから、技術の向上といった事業計画を出していただきまして、各監督します森林管理署等で承認をしております。

②の進行管理につきましては、下に進捗状況の表をつけてございますけれども、平成28年度までの間伐の面積につきましては、下の表の実施面積と進捗率に書いてあるとおりです。全箇所の平均で104%となっております、表の右側の生産量につきましては、全箇所の平均で116%という結果となっております。この中で進捗率がほかと比べて低位な上川南部契約分は、進捗率91%となっておりますが、これにつきましては、森林作業道の開設を含む間伐の事業計画を要は後ろ倒しにしたことによるものだとおっしゃいます。

それから、生産量の進捗と間伐面積の進捗を比べまして、生産量が大幅に増加しており

ます2カ所、日高南部と茨城につきましては、これまで林地に存置していた未利用の小径木をバイオマス燃料用等に積極的に搬出を行ったものということでございます。

3ページにお進みいただきまして、その他、主な提案の達成状況でございます。技術の向上と労働生産性については、全ての事業者が社内の技術指導等によって技術の向上を図っているところでございますが、労働生産性については、下に表の下北、北信、島根、岡山及び安芸の5カ所につきましては、目標に対する進捗が8割以下となっております。この要因は、地形・地質状況による森林作業道の路線線形の見直し等によるものであるということでございます。

それから、安全対策につきましては、全ての事業者でリスクアセスメント等を実施しておりまして、災害の未然防止に努めているところでございます。

2.の間伐等でございますが、伐採率が指定されておりますので、これを遵守していただいて、全体として偏りのない立木密度とする目標は確保されておりますし、また、残存木の損傷も生じていないということでございます。

4ページにお進みいただきまして、路網の整備の関係でございます。これにつきましては、1カ所、上川南部契約分で一部規定を超える勾配、切り高があったところでございますが、これにつきましては、そういった基準の作設指針やマニュアルに基づいてやるようにということで指導を行っております。

4.の植付でございますが、4カ所、後志、檜山、福島及び熊本南部で実施しておりますが、コンテナ苗とあって、プラスチック容器で苗をつくり、その培地のまま植えられるという苗木の活用や、木材を搬出する重機を使った苗木運搬等によりまして効率的、効果的な作業が行われているということでございます。

評価につきましては、進行管理で1カ所予定面積を下回っていますけれども、間伐の面積、生産量はほぼ確保したと考えております。面積を下回った箇所につきましても、わずかなおくれでございますので、今年度の完了が見込まれております。間伐は問題なくやっております。路網整備につきましては、一部規定を超えるものがありましたが、作業には支障はなかったということです。植付につきましても、全ての箇所適切であったということでございます。ただ、労働生産性のところで5カ所、進捗が8割以下ということが課題と考えております。

6.の民間事業者からの改善提案でございますが、本事業は総合評価落札方式で、受託者から企画を出していただいて事業を実施しています。作業システムですとか、路網の開

設で、低コストで効率的な間伐をやるといったような提案をいただいて実施しています。さらに27年度開始分から、植付ということで、先ほども申しましたとおりコンテナ苗の活用ですとか、苗木運搬で機械を使うといったようなことで提案をいただきまして、実施されたということでございます。

Ⅲ. 実施経費の状況及び評価ということございまして、状況につきまして、これは毎年度申し上げているところでございますけれども、間伐の事業につきましては、同一箇所ですと再度間伐を実施するには10年以上間隔をあける必要があります。本事業では、公共サービス改革法に基づく民間競争入札で実施しているほかの事業、全く同一の箇所ですと経費を比較といったことが難しくなっております。このため、同じ森林管理署で行われている単年度事業と比較して評価を行っているところでございますが、その概要が中段の表のとおりとなっております。平均応札者は、本事業が1.8者、単年度事業が2.2者と0.4者の差がございます。落札率も、本事業が94.8%に対して単年度事業が94%、0.8%上回っております。請負単価は、本事業が1立方当たり56円程度安価な実施となっております。

評価につきましては、先ほど申しましたとおり、平均応札者数は通常の単年度事業に比べまして0.4者ほど下回っております。関係事業者にはアンケート調査を実施してございまして、詳細は別紙3にございますが、関係資料を入手したが、企画提案の提出を見送った事業者は13事業者ありますけれども、このアンケート調査を見ますと、なぜ企画提案をしなかったかという、「単年度事業を確保しており、初年度の事業予定を組みにくい」というのが44%、それから、「条件が悪く、事業コストに見合うメリットがない」というのが22%ということございました。

本事業は大規模にやっておりますので、間接の事業費が削減できるというメリットがございます。わずかでございますが、平均請負単価は単年度事業より本事業のほうが若干安くなっております、一定の効果があったのかなということ考えております。

Ⅳ. 番の評価ですけれども、本事業は先ほど申しましたとおり、事業規模が大きい、それから3年間継続して実施できるということで、設備投資や雇用など、そういったところで事業体の経営基盤の強化に資するということかなと思っております。

単価につきましては、わずかではございますが、一定の効果があったと考えております。質の確保につきましては、おおむね確保されておりますが、労働生産性について5カ所で8割方なつたということで、課題が残ります。また、平均応札者数も減少してございまして、

競争性の確保というところで課題が認められますので、引き続きこの市場化テストを実施していくことが必要なのかなと考えております。

V.の次期事業の方針ですが、応札者数の拡大に向けまして、平成28年度からスケジュールを前倒ししております。また、今年度から、今まで3年間でやっていたものに加えまして、2年間の契約をする事業を対象とするように対象範囲を拡大しております。これらによって、引き続き応札を促して競争率を上げていきたいということで考えております。

企画提案書の内容、これはこれまでと比べまして、アンケートを見ますと、複雑でつくりにくいといったような意見は少なくなっているところですが、企画提案書の内容の削減というのは難しいのかなと考えております。

今後また、この間伐をやる事業者の数が減っております。また、応札者数、競争性が非常に低いという状況を把握しまして、さらに民間事業者の方が応札できる環境を整備していきたいということでございます。

質の確保につきましては、先ほども申しましたとおり、労働生産性の部分で目標を下回ったということもございましたので、進行管理の徹底ですとか、生産性の向上に資する作業システム見直しへの適切な指示を行うといった取り組みが必要なのかなということで考えております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。では、続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 では、総務省より、林野庁の国有林の間伐等事業の評価につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料Dをごらんになっていただきたいと思います。まずI、事業の概要につきましては、先ほど林野庁よりご説明がありましたので割愛させていただきます。

次の2ページをごらんになっていただきたいと思います。IIの評価、(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価につきましては、以下、表に示すとおりの評価を今回しておりますけれども、4ページのほうを改めてごらんになっていただきたいと思います。表下にも記載しておりますとおり、確保されるべき質の達成状況につきましては、先ほども林野庁からもご説明がありましたとおり、技術の向上と労働生産性において、5カ所で目標に対する進捗が8割以下となったということでございます。これらの要因としましては、地形・地質の状況による森林作業道の路線線形の見直し等によるものと、林野

序のほうでは分析しているところでございます。

次に、実施経費でございますけれども、こちらのほうも、先ほどもご説明ありましたとおり、本事業においては、単年度事業に比べまして、平均落札率は0.8%と若干上回ってはおりますけれども、平均請負単価につきましては、事業規模が大きいほど間接費が縮減されること等によりまして、1立米当たり56円の削減となったということで、一定の削減効果があったものと評価しております。

次に、5ページのほうへ移りまして、(4)の評価のまとめでございますが、民間事業者の改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮がなされており、また、実施経費につきましても、一定の経費削減効果はあったものと評価はしているわけですが、先ほども述べましたように、確保されるべきサービスの質及び達成状況につきましても、技術の向上と労働生産性においては課題が認められ、改善が必要であると評価しております。また、競争性の確保につきましても、全体での平均応札者数は1.8者と、単年度事業の平均応札者数が2.2者あったということで、それと比較しましても0.4者低くなったということもございますので、その点に課題が残るところと評価しております。

最後の(5)の今後の方針といたしまして、以上の点を踏まえまして、業務の適正化かつ確実な実施に向けて先ほども指摘しました内容について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

総務省としては以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 ご説明、ありがとうございます。この実施経費のコスト面での評価のところについては、複数年度化すると一般的に公共側の調達の手間というのは、例えば1年を2年にすれば、単純に言えば半分になるとかいうふうにありますから、若干でも下がっていれば、効果はあったと見ていいんじゃないかなと思います。

あと、生産性の向上のところ、ちょっとこれは質問なんですけれども、不可抗力的な部分もあり、こういうような自然を相手にしている業務なんで、どうしても何らかの形で不可抗力が出てきてしまうと。これだけ場所があれば、どこかにそういうことは生じるだろうなという中で、そういった状況の中でなおかつ生産性を高めていくということに関し



て、何かアイデアがあるのでしょうか。

○唐澤企画官 ご質問、ありがとうございます。生産性につきましては、場所、場所で、自然相手なものですから、地形、地質、地理、それから、気候といいますか、雨が降ったり、台風が来たりで、作業ができないといった場合もございます。なかなか一概には言えないんですけども、生産性の向上に向けた取り組みということで、一応最後にお話をさせていただいた、作業システムの見直しがございます。要は人員配置、例えば4人セットですと、チェーンソーで伐倒して、グラップルで引き出して、プロセッサで造材して、フォワーダで運搬するといったようなセットが一般的ですが、例えば引き出しに時間がかかる、手間がかかるということが日報でチェックできるようにしておりますので、それでチェーンソーをやっている人を一時的にそっちの引き出しに配置替えをするなど柔軟というか、弾力的な人員配置によって、生産性はある程度上がるのかなということで考えておりました、それを見つけるために、こういう作業に何人工かかったというのを日報として提出いただくことにしております。それを分析することによって、先ほど言った例えば4つの工程のうち、一番ボトルネックになっているところに弾力的に人員を配置するといったようなことによって、生産性はある程度上げられるのかなということで考えております。

○井熊副主査 今後この生産性のところの評価に関しては、自然を相手にしているものですし、ある程度危険も伴う事業ですから、やみくもにこの数字だけを追っていくというのではなく、こういう不可抗力のところは取り除いて評価をするであるとか、今、企画官がおっしゃったように、何かノウハウが残った、新しいこういうノウハウが残ったとか、新しいシステムができたとか、そういうようなところというのはちゃんと評価していったほうがいいのではないかなと思います。

○唐澤企画官 はい。

○石堂主査 ほかいかがですか。

それでは、私からなんですけども、林野庁さんのこの別紙の2です。二重丸、丸、三角と、これで見えていくと、三角はちょっとまずいのかなと思うけれども、もう丸ばかりのところも多いわけですね。それで、これに1ページ前か後かにある入札者数とかやっていると、16個かある契約の中で、もういわば卒業してもいいのがたくさん入っていると思うんですね。それで、たまたまグルーピングされたものだから、ある意味で道連れ方式で、どこかが悪いとワンセットで次もまた市場化テストだというのは、それぞれの箇所に見れば釈然としないことがある感じで、それで、ただ、これは制度的に、我々というか、

総務省のほうでもグルーピングしたのを、じゃ、1つ1つを採点して個別に卒業させるという制度は、今のところ、あまりやったこともないし、それで、これは林野庁さんとして、もしも今回、これにほかのも含めて、例の終了プロセスにそれぞれが該当するかどうかということ全体を見たときに、例えば16のうち10は卒業できるというようなときに、そういうふうに、じゃ、こっちはもう卒業させて、残りだけを市場化テスト継続というやり方をするのは、林野庁さんとしてはよしとするか、いや、それは逆な何かがあってやめてもらいたいと言うのか、その辺はいかがですか。

○唐澤企画官 ありがとうございます。終了プロセスに行きたい気持ちはあるのですが、確かに今回のように個別のところを見ますと、確かに評価が低いところもありますが、労働生産性にしても、総体で見させていただきますと94%ということで、まずまずかなと評価しております。

そういうグルーピングを別にして、卒業、終了プロセスのほうにというお話ですけれども、そうした場合に、複数年契約につきましては、市場化テストが終わった後も、林野庁としては取り組みたいということで考えておまして、そうすると、終了プロセスで終わった後、また要項をつくって、また市場化テストで別の要項となるのは、林野庁としては難しいかなと考えております。どういう形で終了プロセスなりに移行するかということにつきましては、林野庁としても検討しまして、事務局のほうにも相談をさせていただいて検討を進めたいなと考えております。

昨年の評価のところでも、終了プロセスに移行してはどうだというようにお話をいただいております。庁内でも検討しまして、一応本日も説明したとおり、27年度開始分が植付をいれたという、一部中身を変えたものですから、この評価がまずまずということであれば、終了のほうにというように感じで庁内の上司のほうには話をしておまして、そういったことで、どういう形がいいのかということも含めまして相談させていただければなと思っております。

○石堂主査 事務局のほうでも、その辺どういうやり方があるか検討していきたいと思っておりますので、実施省庁としての選択というか、それもちょっと考えておいていただければ。

○唐澤企画官 はい。

○石堂主査 わかりました。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえ事業を継続する、市場化テストとして継続することで監理委員会に報告することといたします。本日はどうもありがとうございました。

(農林水産省退室)

— 了 —